

令和3年度（令和2年分）から適用される町県民税の税制改正について

■給与所得控除の改正について

- (1) 令和2年度の給与所得控除額と比べて、令和3年度以降の給与所得控除額が10万円引き下げられます。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与収入金額が850万円に引き下げられるとともに、控除の上限額が195万円に引き下げられます。
- (3) 引き下げ分の10万円は基礎控除に振り替えられますので、給与収入850万円以下の方については、この改正による税額への影響はありません。

給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額（円）	給与所得の金額（円）	給与等の収入金額の合計額（円）	給与所得の金額（円）	
～550,999	0	1,628,000～1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)	「A×2.4」で求めた金額 +100,000
551,000～1,618,999	給与等の収入金額の合計額から550,000を控除した金額	1,800,000～3,599,999		「A×2.8－80,000」 で求めた金額
		3,600,000～6,599,999		「A×3.2－440,000」 で求めた金額
1,619,000～1,619,999	1,069,000	6,600,000～8,499,999		「収入金額×90%－1,100,000」で求めた金額
1,620,000～1,621,999	1,070,000			
1,622,000～1,623,999	1,072,000			
1,624,000～1,627,999	1,074,000	8,500,000円以上		「収入金額－1,950,000」で求めた金額

■公的年金等控除額の改正について

- (1) 令和2年度の公的年金等控除額と比べて、令和3年度以降の公的年金等控除額が10万円引き下げられます。
- (2) 引き下げ分の10万円は基礎控除に振り替えられますので、公的年金等に係る収入額が1,000万円以下かつそれ以外の合計所得金額が1,000万円以下の方については、この改正による税額への影響はありません。

公的年金の速算表

年齢	公的年金等の収入金額（円） (A)	公的年金等に係る雑所得の金額（円）		
		(A) 以外の所得（円）		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	～1,299,999	(A)－600,000	(A)－500,000	(A)－400,000
	1,300,000～4,099,999	(A)×0.75－275,000	(A)×0.75－175,000	(A)×0.75－75,000
	4,100,000～7,699,999	(A)×0.85－685,000	(A)×0.85－585,000	(A)×0.85－485,000
	7,700,000～9,999,999	(A)×0.95－1,455,000	(A)×0.95－1,355,000	(A)×0.95－1,255,000
65歳以上	10,000,000～	(A)－1,955,000	(A)－1,855,000	(A)－1,755,000
	～3,299,999	(A)－1,100,000	(A)－1,000,000	(A)－900,000
	3,300,000～4,099,999	(A)×0.75－275,000	(A)×0.75－175,000	(A)×0.75－75,000
	4,100,000～7,699,999	(A)×0.85－685,000	(A)×0.85－585,000	(A)×0.85－485,000
7,700,000～9,999,999	(A)×0.95－1,455,000	(A)×0.95－1,355,000	(A)×0.95－1,255,000	
	10,000,000～	(A)－1,955,000	(A)－1,855,000	(A)－1,755,000

■基礎控除の改正について

- (1) 基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,400万円以下の方については、令和2年度の基礎控除額と比べて、令和3年度以降の基礎控除額が10万円引き上げられます。
- (2) 合計所得金額が2,500万円を超える方については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額			
	所得税		町県民税	
	改正後	改正前	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		15万円	
2,500万円超	適用なし		適用なし	

■各種所得控除等の所得金額要件等の改正について

- (1) 同一生計配偶者、扶養親族、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられます。
- (2) 基礎控除、給与所得控除及び公的年金等控除の改正に伴い、町県民税の非課税措置基準も改正されます。

要件等	令和3年度以降	令和2年度以前	
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下	
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下	
勤労学生	75万円以下	65万円以下	
障害者、未成年者、寡婦又はひとり親の非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	125万円以下	
均等割の非課税限度額の合計所得金額要件	扶養親族なし	38万円	28万円
	扶養親族あり	28万円×(本人+扶養親族等の合計人数) +16万8千円+10万円	28万円×(本人+扶養親族等の合計人数) +16万8千円
所得割の非課税限度額の総所得金額等の合計額要件	扶養親族なし	45万円	35万円
	扶養親族あり	35万円×(本人+扶養親族等の合計人数) +32万円+10万円	35万円×(本人+扶養親族等の合計人数) +32万円
家内労働者等の事業所得等の特例 (必要経費の最低保証額)	55万円	65万円	

※配偶者控除・配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。詳しくは裏面「配偶者控除/配偶者特別控除早見表」をご確認ください。

(裏面もご確認ください)

■所得金額調整控除の創設

(1) その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、次の4つの要件のいずれかに該当する場合に、給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額（注1）を、給与所得（注2）の金額から控除することとされました。

1. 所得者本人が特別障害者
2. 同一生計配偶者が特別障害者
3. 扶養親族が特別障害者
4. 扶養親族が年齢23歳未満

(注1) (給与の収入金額 - 850万円) × 10% (最高15万円)

(注2) 表面の「給与所得の速算表」を使用して求めた給与所得控除後の給与等の金額

(2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得が両方あり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額（それぞれ10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得金額から控除されます。

控除額：(給与所得(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得(上限10万円)) - 10万円

(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

■ひとり親控除の創設と寡婦（夫）控除の見直しについて

(1) 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除（控除額30万円）」が適用されます。

(2) 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられました。

(3) ひとり親控除と寡婦控除いずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とされました。

(改正前) 令和2年度以前

(改正後) 令和3年度以降

< 表中の数字は所得控除の額（万円） >

本人が女性	寡婦（寡夫）控除					本人が男性	ひとり親控除						
	配偶関係	死別		離別			配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親	
	合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下		
扶養親族	有	子	30	26	30	26	有	子	30	—	30	—	30
	有	子以外	26	26	26	26	有	子以外	26	—	26	—	—
	無	無	26	—	—	—	無	無	26	—	—	—	—
扶養親族	有	子	26	—	26	—	有	子	30	—	30	—	30
	有	子以外	—	—	—	—	有	子以外	—	—	—	—	—
	無	無	—	—	—	—	無	無	—	—	—	—	—

■配偶者控除／配偶者特別控除早見表

控除区分	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 (給与所得金額だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)						【参考】配偶者の収入金額が給与所得だけの場合の配偶者給与等の収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)		900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)		950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)		
		所得税	町県民税	所得税	町県民税	所得税	町県民税	
配偶者控除	48万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	1,030,000円以下
	上記のうち、老人控除対象配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	1,030,000円超
	95万円以下	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円	1,500,000円以下
	95万円超	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円	1,500,000円超
	100万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円	1,550,000円以下
	100万円超	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円	1,550,000円超
	105万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円	1,600,000円以下
	105万円超	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円	1,600,000円超
	110万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円	1,667,999円以下
	110万円超	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円	1,667,999円超
	115万円以下	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	1,751,999円以下
	115万円超	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	1,751,999円超
	120万円以下	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	1,831,999円以下
	120万円超	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	1,831,999円超
125万円以下	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	1,903,999円以下	
125万円超	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	1,903,999円超	
130万円以下	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	1,971,999円以下	
130万円超	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	1,971,999円超	
133万円以下	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	2,015,999円以下	
133万円超	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	2,015,999円超	

■新型コロナウイルス感染症の影響に伴う町県民税の対応について

(1) イベント等の中止等により、個人が入場料、参加料等の払い戻しを受けることができるにもかかわらず払い戻しを受けない場合に、その個人がイベント等主催者にその払い戻しを受けなかった金額（年間合計で20万円を上限）を寄附したものとみなし、町県民税の税額控除の対象とします。（令和3年度分の町県民税から適用）

<対象となるイベント>

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定だったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって、主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントと指定しホームページに掲載されたものが対象となります。ただし、払い戻しが受けられないイベントは対象となりません。（不特定多数を対象としないイベント等は対象外）

・年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が、この制度の対象となります。

<控除額>

(対象チケット代金合計 - 2,000円) × 10%

(2) 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居が本来の期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、以下の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。また、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で町県民税から控除します。（令和3年度分の町県民税から適用）

控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）

<要件>

・消費税10%で住宅を取得等し、以下の期日までに契約が行われていること。

a 注文住宅を新築する場合…令和2年9月末

b 分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合…令和2年11月末

・新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。